

2023年6月24日

# 第31回 青友会 総会

## 次 第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 学校長挨拶
4. 議長選出
5. 議 題
  1. 2022年度 事業報告
  2. 2022年度 会計報告・監査報告
  3. 2023年度 役員
  4. 2023年度 事業計画（案）
  5. 2023年度 予算（案）
  6. 会則変更（案）
6. 閉会の辞

大阪青凌中学校・高等学校 青友会

## 1. 2022年度 青友会事業報告

- 2022年 7月 16日 総会打合せ（酒井、西原）  
 7月 23日 青友会総会  
 11月 6日 浪商学園創立100周年記念式典（酒井）  
 2023年 2月 17日 高校卒業式列席（酒井）  
 3月 11日 打合せ（酒井、西原）  
 4月 8日 役員打合せ（酒井、竹岡、竹井、安達、樋口、木村、浦田）

※入学式は、新型コロナウイルス感染症対策により列席していません。

※青友会交流会の実施、青凌祭の参加は取りやめとさせていただきました。

## 2. 2022年度 会計決算報告・会計監査報告

法人 財務部	校長	教頭	教頭	事務長	青友会 会長	担当者
						

2023年3月31日

### 2022年度 大阪青凌中学校・高等学校青友会 収支決算書

(単位：円)

収入の部				
科目	予算額	決算額	差異	摘要
前年度繰越金	1,147,414	1,147,414	0	
入会金（同窓会より協力金）	674,000	670,000	4,000	
受取利息	10	8	2	普通預金利息
雑収入	0	0	0	
合計	1,821,424	1,817,422	4,002	
支出の部				
科目	予算額	決算額	差異	摘要
活動費	550,000	120,615	429,385	
通信費	100,000	114,438	△ 14,438	
卒業記念品	100,000	92,190	7,810	
慶弔費	0	14,495	△ 14,495	
次年度繰越金	1,071,424	1,475,684	△ 404,260	
合計	1,821,424	1,817,422	4,002	

2023年 6月 3日 監査の結果、本決算を公正妥当と認めここに報告します。

会計監査 安達 早苗

会計監査 樋口 博美



### 3. 2023 年度 役員 (案)

会長	酒井 正彦	(33期)
副会長	竹岡 愉香	(32期)
	竹井 亜矢子	(33期)
書記	木村 訓子	(35期)
	浦田 陽子	(35期)
会計	橘 安規子	(36期)
	坂谷 佳子	(36期)
監査	安達 早苗	(34期)
	樋口 博美	(34期)
理事	大久保 恵美	(33期)
	南藤 栄次	(教頭)
	西原 知希	(事務長)
顧問	向 忠彦	(学校長)

#### 4. 2023年度 事業計画（案）

2023年 7月 23日 第31回 総会  
 9月 3日 青凌祭参加  
 2024年 1月 末 大阪私学振興会大会  
 2月 16日 高校卒業式  
 ※日程未定 交流会（日程未定）

#### 5. 2023年度 予算（案）

収入の部 (円)		支出の部 (円)	
前年度繰越金	1,475,684	活動費	500,000
同窓会より協力金	586,000	通信費	150,000
受取利息	10	卒業記念品	100,000
		予備費	1,311,684
合 計	2,061,694	合 計	2,061,684

### 大阪青凌高等学校 青友会会則（対照表）

(新) 会則	(現) 会則
<p>第1条 名称                      本会は大阪青凌中学校・高等学校青友会と称する。事務所を大阪府三島郡島本町若山台1丁目1番1号の大阪青凌中学校・高等学校内におく。</p> <p>第2条 目的                      本会は大阪青凌中学校・高等学校の教育方針に基づき、その達成に必要な援助を目的とする。</p> <p>第3条 事業</p>	<p>第1条 名称                      本会は大阪青凌中学校・高等学校青友会と称する。事務所を大阪府三島郡島本町若山台1丁目1番1号の大阪青凌中学校・高等学校内におく。</p> <p>第2条 目的                      本会は大阪青凌中学校・高等学校の教育方針に基づき、その達成に必要な援助を目的とする。</p> <p>第3条 事業</p>

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①会員相互の親睦ならびに会員の教養向上に関する事項
- ②学校諸行事への参加奨励
- ③その他本会の目的達成上必要と認められる事項

#### 第4条 会員

本会の会員は次の通りである。

- ①正会員 ア. 大阪青凌中学校に在籍した生徒の保護者  
イ. 大阪青凌高等学校に在籍した生徒の保護者
- ②特別会員 ア. 大阪青凌中学校に在職した教職員 および現在の教職員  
イ. 大阪青凌高等学校に在職した教職員および現在の教職員

#### 第5条 役員

本会に次の役員をおく。

- ① 会 長 1名（正会員より）
- ② 副会長 2名（正会員より1名・当該年度の保護者会会長・教頭）
- ③ 書 記 2名（正会員より）
- ④ 会 計 2名（正会員より）

#### 第6条 理事

本会に理事をおく。正会員より15名以内とし、教職員より1名を任命する。

#### 第7条 役員・理事の任務

役員・理事の任務を次の通り定める。

- ①会長は本会を統轄し、この会を代表する。

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①会員相互の親睦ならびに会員の教養向上に関する事項
- ②学校諸行事への参加奨励
- ③その他本会の目的達成上必要と認められる事項

#### 第4条 会員

本会の会員は次の通りである。

- ①正会員 ア. 大阪青凌中学校に在籍した生徒の保護者  
イ. 大阪青凌高等学校に在籍した生徒の保護者
- ②特別会員 ア. 大阪青凌中学校に在職した教職員 および現在の教職員  
イ. 大阪青凌高等学校に在職した教職員および現在の教職員

#### 第5条 役員

本会に次の役員をおく。

- ① 会 長 1名（正会員より）
- ② 副会長 4名（正会員より2名・当該年度の保護者会会長・教頭）
- ③ 書 記 2名（正会員より）
- ④ 会 計 2名（正会員より）

#### 第6条 理事

本会に理事をおく。正会員より15名以内とし、教職員より1名を任命する。

#### 第7条 役員・理事の任務

役員・理事の任務を次の通り定める。

- ①会長は本会を統轄し、この会を代表する。

②副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

③書記は会務を処理する。

④会計は会計事務を処理する。会計は会員から会計簿の閲覧要求のあった場合は、いつでもその要求に応じなければならない。

⑤理事は本会の発展のため、協力する。

#### 第8条 任期

この会の役員・理事の任期は2ヵ年とする。但し再選をさまたげない。補充による役員・理事の任期は、現役員の残存期間とする。

役員・理事はその任期満了後でも、後任が就任するまではその職務を行う。役員・理事はこの会の役員としてふさわしくない行為があった場合は、その任期中といえども総会の決議によりこれを解任することができる。

#### 第9条 役員会

役員会は役員をもって構成し、会長が招集する。

#### 第10条 運営委員会 役員と理事

運営委員会は役員と理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

#### 第11条 運営委員会の議決

運営委員会の議決は、全役員・理事の過半数が出席し、出席した役員・理事の過半数の評決を必要とする。

#### 第12条 委員

1) 本会に次の委員を置く。

① 監査委員 運営委員会での協議のうえ

②副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

③書記は会務を処理する。

④会計は会計事務を処理する。会計は会員から会計簿の閲覧要求のあった場合は、いつでもその要求に応じなければならない。

⑤理事は本会の発展のため、協力する。

#### 第8条 任期

この会の役員・理事の任期は2ヵ年とする。但し再選をさまたげない。補充による役員・理事の任期は、現役員の残存期間とする。

役員・理事はその任期満了後でも、後任が就任するまではその職務を行う。役員・理事はこの会の役員としてふさわしくない行為があった場合は、その任期中といえども総会の決議によりこれを解任することができる。

#### 第9条 役員会

役員会は役員をもって構成し、会長が招集する。

#### 第10条 運営委員会 役員と理事

運営委員会は役員と理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

#### 第11条 運営委員会の議決

運営委員会の議決は、全役員・理事の過半数が出席し、出席した役員・理事の過半数の評決を必要とする。

#### 第12条 委員

1) 本会に次の委員を置く。

① 監査委員 運営委員会での協議のうえ

、 2名選出する。

- ② 推薦委員 運営委員会で協議のうえ、  
若干名を会長が委嘱する。

- 2) 委員の任期は2ヵ年とする。但し、再選を防  
げない。

#### 第13条 顧問

本会に顧問を置く。顧問は校長及び青友会歴代  
会長がこれに当たる。

#### 第14条 総会

- 1) この会の総会は年1回以上とし、この会の運  
営に関する重要事項を審議決定する。  
2) 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開く  
ことができる。

#### 第15条 総会の成立

総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立す  
る。但し、定足数に満たない場合は、出席会員  
の同意を求め開会することができる。

#### 第16条 総会の議決

総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数  
の場合は議長が決するところによる。

#### 第17条 会計年度

- 1) この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、  
翌年3月31日に終わる。  
2) 会計監査は年1回これを行う。

#### 第18条 運営費用

会の運営に関わる費用は、会費と同窓会からの  
協力金をもってこれにあてる。

、 2名選出する。

- ② 推薦委員 運営委員会で協議のうえ、  
若干名を会長が委嘱する。

- 2) 委員の任期は2ヵ年とする。但し、再選を防  
げない。

#### 第13条 顧問

本会に顧問を置く。顧問は校長及び青友会歴代  
会長がこれに当たる。

#### 第14条 総会

- 1) この会の総会は年1回以上とし、この会の運  
営に関する重要事項を審議決定する。  
2) 会長が必要と認めたときは、臨時総会を開く  
ことができる。

#### 第15条 総会の成立

総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立す  
る。但し、定足数に満たない場合は、出席会員  
の同意を求め開会することができる。

#### 第16条 総会の議決

総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数  
の場合は議長が決するところによる。

#### 第17条 会計年度

- 1) この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、  
翌年3月31日に終わる。  
2) 会計監査は年1回これを行う。

#### 第18条 運営費用

会の運営に関わる費用は、会費と協力金をもっ  
てこれにあてる。

**第19条**

本部での定例会や学校行事に役員が出席した際は、謝礼・交通費として1回につき1,000円（最大5,000円）を本部費より支給する。

附則 この会則は平成3年3月22日より実施する。  
この会則は平成15年5月10日より実施する。  
この会則は平成29年5月20日より施行する。  
この会則は令和5年6月24日より改正施行する。

附則 この会則は平成3年3月22日より実施する。  
この会則は平成15年5月10日より実施する。  
この会則は平成29年5月20日より改正施行する。